# 平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 （平成二十八年政令第三百九号）

#### 第一条（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

次の表の上欄に掲げる災害を激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

#### 第二条（法第七条第三号の政令で定める養殖施設及びその災害復旧事業の補助率）

前条の激甚災害についての法第七条第三号の政令で定める養殖施設は、次に掲げるものであって当該激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていたものとし、それぞれその災害復旧事業に係る同条の政令で定める率は、いずれも十分の九とする。

* 一  
  ほたてがい養殖施設
* 二  
  かき類養殖施設
* 三  
  ほや類養殖施設
* 四  
  こんぶ類養殖施設
* 五  
  わかめ類養殖施設

#### 第三条（災害関係保証に係る期限の特例）

第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定にかかわらず、平成三十年三月二十二日とする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年一〇月一三日政令第三二六号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年三月一七日政令第三五号）

この政令は、公布の日から施行する。